

償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の会社や個人の方が事業を営むために所有している資産（鉱業権、特許権、営業権その他の無形減価償却資産を除く。）をいいます。

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、不動産貸付業、農業などの事業を行っている方の、その事業のために使用する構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品が対象となります。

ただし、自動車税（種別割）の課税対象となる自動車並びに軽自動車税（種別割）の課税対象となる原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車は除きます。

2 申告していただく方

毎年1月1日現在、償却資産（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）を所有している方です。

昨年中に資産の増減がない方、休業、廃業、移転等で資産がなくなった方も申告が必要ですので、備考欄にその旨を付記してください。

※リース資産の申告者は所有権移転リースの時は借主、所有権移転外リースの時は貸主となります。

※非課税団体へ無償でリースしている資産は非課税ですので、申告しないでください。

3 申告の対象となる償却資産

1月1日現在、事業の用に供することができる東浦町内にある償却資産で、所得税・法人税の確定申告で減価償却の対象となる資産です。

なお、次のような資産も申告の対象となりますのでご注意ください。

償却済資産	耐用年数が経過し減価償却が終了した資産
簿外資産	贈与された資産又は帳簿に記載されていないもので、事業の用に供することができる資産
遊休資産	稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産
未稼働資産	既に完成しているが、未だ稼動していない資産
少額減価償却資産	耐用年数（使用可能期間）が1年未満又は取得価格20万円未満の資産であっても個別に減価償却している資産（税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産）
貸付資産	資産の所有者が、事業を行う他の者に貸付けている資産
建設仮勘定の資産	建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供されている資産

4 申告の対象とならない償却資産

普通自動車・軽自動車	自動車税（種別割）又は軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの
無形固定資産	特許権、実用新案権、ソフトウェア等の無形固定資産
生物	観賞用、興行用事業に使うものを除く牛、馬、鶏、魚等の生物
繰延資産	開業費等
少額資産	耐用年数（使用可能期間）が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金又は必要経費に算入されたもの）
一括償却資産	取得価額20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産
用途廃止資産	償却資産として使用されてきたものが、生産方式の変更、機能の劣化、旧式化等の事由によって使用されなくなり、また将来他に転用の見込みもなく、解体又は撤去もされず原形をとどめている状態にある資産

5 償却資産の対象となる主な資産（例示）

資産の種類	内容
1.構築物	舗装路面、門、塀、庭園等の緑化施設の外構工事、屋外看板等の広告設備等
2.機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、土木機械、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、トラッククレーン等）、各種製造設備等の機械及び装置等
3.船舶	漁船、ボート、モーターボート、ヨット等
4.航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5.車両及び運搬具	大型特殊自動車、フォークリフト、構内運搬自動車等
6.工具、器具及び備品	事務机、椅子、応接セット、パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、ルームエアコン、レジスター、自動販売機、コピー機、理容及び美容機器等

※家屋と一体になっている家屋付帯設備は家屋として課税しているため、償却資産としての申告は必要ありません。

※ただし、家屋評価後に取り付けた設備等については、償却資産となることがあります。

※基本的に屋外の設備、工事については償却資産になります。

【見分けが困難な設備例】

家屋として課税：屋内の照明器具設備、屋内の給排水設備、埋め込み型の空調設備、給湯器（浴室、床暖房用等）等

償却資産として課税：屋外の照明器具設備、屋外の給排水設備、ルームエアコン（壁掛型・ウインド型）、給湯器（厨房、流し用等）等